

県の障害者差別解消施策について

1 地域協議会の開催等

(1) 県障害者差別解消支援地域協議会の開催

令和8年度 2回開催予定

令和7年度 2回開催

令和6年度 2回開催

(2) 市町村支援

・市町村障害福祉担当者会議 令和8年3月26日（木）開催

合理的配慮の提供の具体例について市町村担当者に説明

2 県民等への普及啓発事業

(1) 事業者向け説明会

令和8年度 3地域で開催予定 ①令和8年11月 4日（水） 宮代町・蓮田市・幸手市・白岡市・杉戸町

②令和8年11月16日（月） 羽生市・行田市・加須市

③令和8年11月19日（木） 飯能市

令和7年度 3地域で開催 ①令和8年 1月 8日（木） 鴻巣市・北本市 55名

②令和8年 1月22日（木） 草加市 33名

③令和8年 2月 9日（月） 深谷市 18名 合計：106名

令和6年度 3地域で開催 ①令和7年 2月19日（水） 八潮市 27名

②令和7年 3月19日（水） 本庄市・美里町・神川町・上里町 43名

③令和7年 3月26日（水） 川口市・蕨市 91名 合計：161名

(2) 障害者週間記念事業「みんな幸せ・共生社会 県民のつどい」

令和8年度 令和8年12月 5日（土）新座市民会館（新座市）

令和7年度 令和7年11月22日（土）ハストピア（蓮田市）

令和6年度 令和6年12月 1日（日）フレサよしみ（吉見町）

(3) YouTube 埼玉県公式サイトで動画配信

- ①「こんな時どうする？」 障害者への合理的配慮” 望ましい対応」(平成30年5月15日投稿)
- ②「障害のある方への合理的配慮の提供の義務化」(令和7年4月21日投稿)

再生回数(平成30年5月15日から令和8年3月末の累計38,210回)

令和7年度 ①3,011回(令和8年3月末日時点)

②1,121回(令和8年3月末日時点)

令和6年度 ①5,084回(令和7年3月末日時点)

令和5年度 ①6,845回(令和6年3月末日時点)

(4) 県職員向け研修会

①県職員向け障害平等研修

令和8年度から実施予定(令和8年11月11日(水)、令和9年1月13日(水))

②新規採用職員

令和8年度 動画による配信

令和7年度 動画による配信

令和6年度 動画による配信

③警察官

令和8年度 動画「こんな時どうする？」 障害者への合理的配慮” 望ましい対応」の視聴。

令和7年度 対面2回: 42名 動画による配信: 76名

令和6年度 対面2回: 60名 動画による配信: 671名

(5) 共生社会づくりを目指す心のバリアフリーハンドブックの配布

共生社会づくりを目指す心のバリアフリーハンドブックを令和6年10月に改訂、県のイベントや事業者向け研修会等で配布。

令和7年度 2,470部

令和6年度 3,720部

令和5年度 869部

(6)「埼玉県共生社会づくり推進週間」をPRする懸垂幕の掲出

令和元年度から12月3日～9日までの期間を「埼玉県共生社会づくり推進週間」とし、PR用懸垂幕を県庁舎に掲出予定。

3 相談窓口の設置・運営（平成28年度～）

(1) 相談窓口の設置・運営の状況

障害者やその家族等からの差別に関する相談に的確に対応するため、県社会福祉協議会へ委託し、相談窓口を設置。

(2) 相談実績

資料2を参照

4 ヘルプマーク

ヘルプマークを希望する方に市町村の窓口で配付。

（平成30年7月23日から令和8年3月末まで累計 174,399個）

令和7年度 36,038個

令和6年度 27,807個

令和5年度 26,294個

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年5月12日

県庁代表電話に手話通訳を介して電話が掛けられるサービスを開始します

令和8年5月13日（水）から、県ホームページの「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックすると県庁代表電話（048-824-2111）につながり、通訳オペレータを通じて手話で電話することができるサービスを開始します。

1 「手話リンク」について

きこえない方が通訳オペレータを通じて手話で電話をかけられる一般財団法人日本財団の「電話リレーサービス」を使用したサービスです。県ホームページのトップページにある「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックすると県庁代表電話につながり、手話で電話ができます。

通常、電話リレーサービスの利用には事前登録が必要ですが、「手話リンク」は事前登録なし、通話料なしで御利用いただけます。（インターネットの通信料はかかります。）

電話リレーサービスの詳細は、障害者福祉推進課のホームページをご参照ください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/telephonerelayservice.html>)



出典：一般社団法人日本財団電話リレーサービス

2 「手話リンク」利用方法

- (1) 県のトップページの一番下にある「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックしてください。

(パソコン版)



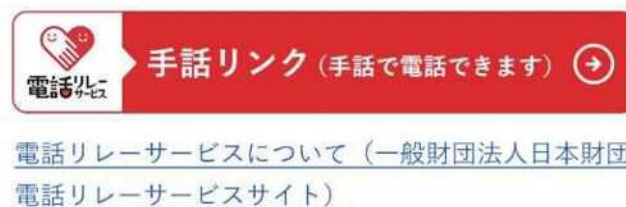
(スマートフォン版)

埼玉県庁

県庁へのアクセス

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
電話番号：048-824-2111 (代表)
法人番号：1000020110001

通訳オペレータを通じて手話で電話ができます。
通話先：埼玉県庁代表電話 (048-824-2111)



- (2) 利用方法と重要事項説明を確認し、重要事項説明の「私は日本の手話で話します（この仕組みは声を使えません）」と「利用にあたっては、以下の重要事項説明に同意します」の2か所にチェックを入れ、「次に進む」をクリックしてください。
- (3) 通訳オペレータの呼び出し画面に切り替わります。オペレータに接続されるまでお待ちください。
- (4) 通訳オペレータが県庁の代表電話番号に電話をつなぎますので、お問合せ内容をお伝えください。
- (5) 通話が終わりましたら、右上の「終了」ボタンを押してください。

3 注意事項

- ・通訳オペレータは、通話内容をそのまま通訳して相手に伝えます。通訳オペレータが代わりに質問したり、交渉したり、調整したりすることはできません。
- ・「手話リンク」は発信専用です。県から手話で折り返すことはできません。手話での折り返しを希望される場合は、ご自身で電話リレーサービスに登録いただく必要があります。